介護テクノロジー普及促進補助金

介護ＤＸ化推進補助金

事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

募　集　要　項

○応募受付期間　　令和７年５月１９日（月）
～ 令和７年７月１１日（金）17時迄

○応募書類の提出先　　長崎県福祉保健部　長寿社会課
介護人材確保推進班
〒850-8570 長崎市尾上町３－１
TEL 095(895)2440／FAX 095(895)2576

○応募書類の提出方法　　電子申請

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県 福祉保健部 長寿社会課ホームページ）
URL：https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/726078.html

長崎県福祉保健部　長寿社会課

１．事業の目的

高齢化が進行し、働き手となる世代の人口が減少していく中で、質の高い介護サービスの提供や、さらなる生産性向上を図るため、介護現場のテクノロジー化や、小規模事業者の業務協働化等を促進します。

２．補助金の種類

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

介護テクノロジーの機器導入や研修等の経費を補助

（２）介護ＤＸ化推進補助金

介護業務全般のテクノロジー化など、生産性向上に先進的に取り組む事業所に対し、機器導入や研修等の経費を補助

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

小規模事業者等で構成するグループに対し、人材募集や研修等の共同実施や、業務の協働化等に要する経費を補助

３．補助対象者

各補助金の要件を全て満たす事業所が補助対象者となる。

（１）（２）（３）の補助金共通

①『（１）介護テクノロジー普及促進補助金』を活用する事業所は『（２）介護ＤＸ化推進補助金』を活用することができないが、『（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金』を活用することはできる。また、『（２）介護ＤＸ化推進補助金』を活用する事業所は『（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金』を活用することもできる。

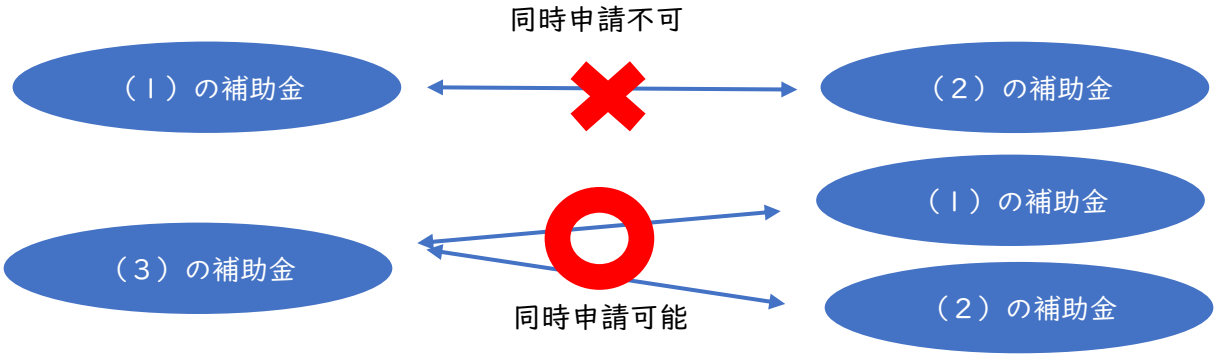

（１）（２）の補助金共通

①介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

②国・県・他事業所から要請があれば、見学等を受け入れ、導入事例を県のホームページ等で公表することや、国が実施する効果検証事業に可能な限り協力することに同意できる事業所。

③本事業により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質

の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元し、その旨を職員に周知する事業所。

④独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言し、十分なセキュリティ対策を講じること。

・法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。

・セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

・SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

・SECURITY ACTION とは？

（掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html）

・「新５分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf）

⑤業務改善計画を作成し、業務改善に取り組むこと。なお、**計画の作成にあたって、原則として「ながさき介護現場サポートセンター」の相談窓口に相談を行うこととする。**

・ながさき介護現場サポートセンターホームページ

（掲載先：https://aes-medicalwelfare.com/n-kaigo/）

⑥機器の導入に加え、**以下のいずれか一つ**を実施すること。（詳細は、５．事業内容の（１）（ア）補助対象の D を参照）

・コンサルティング会社等による業務改善支援

・ながさき介護現場サポートセンターが実施する研修の受講

⑦補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム」（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。

⑧以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

※開催頻度は原則３ヶ月に１回以上とする。

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf）

短期入所生活介護	短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

⑨以下サービスについては、令和７年度内に、「ケアプランデータ連携システム」 の利用を開始すること。

・ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

（掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/）

※ケアプランデータ連携システムを令和７年６月１日から令和８年５月３１日までの期間に導入する場合に利用料が１年間無料になるキャンペーンが開始予定である。

・ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンサイト

（掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html）

訪問介護	介護予防訪問リハビリテーション
訪問入浴介護	介護予防通所リハビリテーション
訪問看護	介護予防福祉用具貸与
訪問リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護
通所介護	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
福祉用具貸与	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
短期入所療養介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
認知症対応型通所介護	介護予防支援
地域密着型通所介護	訪問型サービス（みなし）
小規模多機能型居宅介護	訪問型サービス（独自）
看護小規模多機能型居宅介護	訪問型サービス（独自／定率）
特定施設入居者生活介護（短期利用）	訪問型サービス（独自／定額）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	通所型サービス（みなし）
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	通所型サービス（独自）
居宅介護支援	通所型サービス（独自／定率）
介護予防訪問入浴介護	通所型サービス（独自／定額）
介護予防訪問看護	

⑩補助金を受けた事業所は、補助を受けた翌年度から３年間、後日別途指示する業務改善計画に対する効果を報告すること。

（２）の補助金

①介護業務全般でのテクノロジー化を図るなど、複数のテクノロジーを組み合わせて導入することで、介護従事者の身体的負担の軽減や、業務時間の削減、介護サービスの質の向上などにつながり、先進事例となることを数値等で示した、具体的な業務改善計画を作成すること。

②計画が採択された場合、ながさき介護現場サポートセンターによる伴走型支援を受け、県内介護事業所へ先進事例として紹介されることに同意すること。

③これまでに介護ＤＸ化推進補助金の交付を受けていない事業所であること。

（３）の補助金

①小規模法人（１法人あたり１施設又は事業所のみを運営するような法人等。）を１以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

②申請を行う事業所グループの代表者（以下、「申請代表者」という。）は介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。以下「介護事業所等」という。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

③補助を受けた事業所は、県や厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

④補助金を受けた事業所は、補助を受けた翌年度、後日別途指示する業務改善計画に対する効果を報告すること。

３．補助率及び補助上限額

	補助率	補助上限額
（１）介護テクノロジー普及促進補助金	５分の４	１事業所あたり 400 万円
（２）介護ＤＸ化推進補助金		１事業所あたり 1,000 万円
（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金		１グループあたり 1,200 万円 かつ１法人につき 120 万円 （訪問介護事業所を経営する法人の場合は 150 万円）

※千円未満の端数は切捨

４．事業実施期間

補助内示後から**令和８年２月 20 日（金）**まで

※機器導入、研修等の実施に加え、事業に関する**支払全てを完了する必要があります。**

5．事業内容

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

（ア）補助対象

以下のＡ～Ｃの中から各事業所が必要と判断したものを対象とする。複数種類を組み合わせて（Ａ移乗機器とＡ見守り機器、Ａ移乗機器とＢ配膳ロボットなど）導入することは差支えない。ただし、複数の機種を同一の目的のために導入する場合は対象外とする（補助は１機種限り）（対象外の例：Ｘ社のリフトとＹ社のリフトを移乗目的で導入する）。

また、Ａ～Ｃの介護テクノロジーを導入する事業所は、以下のＤについて必ず実施することとし、実施に際して費用が発生する場合には費用を補助する。※Ｄのみの申請は不可

Ａ．重点分野に該当する介護テクノロジー	以下の①～⑨の経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等
	①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、⑨認知症生活支援・認知症ケア支援 ・「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義 （掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf）
	①～⑨の機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。 なお、併せて導入する場合は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。（ただし、通信費は含まない。） ・主となる機器が介護ソフトの場合は、以下「（ウ）補助上限額」に定める額 ・主となる機器が介護ソフト以外の場合は、以下「（ウ）補助上限額」に定める１台あたりの上限額に導入台数を乗じた金額 ＜機器等の導入に付帯して必要となる経費の例＞ ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等（ただし、１台あたりの補助額は10万円以内とする。）
Ｂ．その他	Ａによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等 ＜「その他」と認められる例＞ ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等） ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一

	括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等） ・生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等） ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等
C.パッケージ型導入支援	Aのうち「⑥介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー（通信環境整備にかかる経費も対象に含む。） なお、過年度に導入した介護ソフトと連携させるテクノロジーは Cの対象とは見なされず、A又はBの対象と見なされる。 ＜パッケージ型導入支援の例＞ ・「⑥介護業務支援」に該当する機器＋「④見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「⑥介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト　等
D.（A～C の導入と一体的に行う） 業務改善支援 ※実施必須	介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、A～Cにより介護テクノロジーを導入する場合は、以下のａ又はｂに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。 a．コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。 なお、メーカーや販売店等による単なる機器の操作説明は対象としないこととする。（メーカーから上記①～③等の支援が受けられる場合は補助対象とする。） b.「ながさき介護現場サポートセンター」による業務改善支援 「ながさき介護現場サポートセンター」が実施する研修（R7 年度は9月～12月頃諫早市で開催予定）を受講すること。なお、本研修とは別に３．補助対象者の⑤に定めるとおり「ながさき介護現場サポートセンター」の相談窓口に相談するものとする。

（イ）留意事項

＜A～C 共通＞

・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。

・「福祉用具情報システム」（(公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

＜福祉用具情報システム（TAIS）＞

（掲載先：https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）

※TAIS に公表されていない機器等であっても、対象として差し支えない。

・「⑥介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること が確認できるものであること。

・ケアプランデータ連携システムベンダー試験完了企業一覧

（https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html）

（ウ）補助上限額

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="11">A. 重点分野に該当する介護テクノロジー</td><td colspan="3">①移乗支援</td><td rowspan="2">1 機器あたり
100 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤入浴支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">②移動支援</td><td rowspan="7">1 機器あたり
30 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">③排泄支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">④見守り・コミュニケーション</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑦機能訓練支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑧食事・栄養管理支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑨認知症生活支援・認知症ケア支援</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑥介護業務支援</td><td rowspan="4">⑥-1：価格が職員数に応じて変動する介護ソフト（申請時点の職員数に応じて上限額を設定）</td><td>職員　1 人～10 人</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>職員 11 人～20 人</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>職員 21 人～30 人</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>職員 31 人～</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥-2：⑥-1 に該当しない介護ソフトや機器</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">B. その他</td><td>1 機器あたり
100 万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">C. パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）</td><td>400 万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">D. （A～C の導入と一体的に行う）業務改善支援</td><td>48 万円</td></tr>
</table>

※⑥介護業務支援に該当する「介護ソフト」の中で、職員数により合計金額が変動する契約の場合は上記表の金額とし、それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円とする。職員数は、常勤換算方法により算出するが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

（２）介護ＤＸ化推進補助金

（ア）補助対象

（１）の（ア）の A～D で示した機器等

（イ）補助上限額

1,000 万円（導入機器・業務改善支援等の合計額）

※機器の種類ごとの補助上限額は無し

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

（ア）補助対象

事業者グループが実施する、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する以下の取組

①合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
②共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
③共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
④合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
⑤人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
⑥加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
⑦各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
⑧協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
⑨協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輌の購入費は対象外）
⑩経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
⑪その他本事業の目的を達成するため、知事が必要と認める取組

（イ）補助上限額

１グループあたり 1,200 万円かつ１法人につき 120 万円

（訪問介護事業所を経営する法人の場合は 150 万円）

６．補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

〇全補助金共通

（１）補助金内示の前に購入、リース又はレンタル契約、研修開催の契約等を締結したもの

（２）他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

（３）補助金の事業実施期間内に機器の納品、研修等の業務改善支援の実施、支払いが完了しないもの（リース、レンタル、割賦等の支払を含む）

（４）保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して発生する費用のうち当該翌年度以降相当分

（５）その他当該事業として適当と認められない費用

〇「介護テクノロジー普及促進補助金」・「介護ＤＸ化推進補助金」のみ補助対象外

（６）介護テクノロジーのメンテンナンスに要する費用

（７）インターネット回線使用料等の通信費

（８）保険料

７．事業計画の提出について

本補助金の活用を希望する場合は、以下の様式を以下の期限までに長崎県長寿社会課介護人材確保推進班へ電子申請にて提出してください。（書面での提出はできません）

複数の介護事業所を運営する法人は、各事業所の事業計画書を取りまとめてご提出ください。（ただし、ファイルは事業所ごとに分けてください。）

なお、提出物に不足がある場合や補助対象の要件を満たさない場合は補助対象外とみなします。

＜事業計画提出期限＞

令和７年７月１１日（金）17 時締切

＜提出先＞

県ホームページから様式を取得し、ホームページ内の電子申請システムにて提出してください。

なお、提出後は、提出したファイルの差替えは原則受け付けませんのでご注意ください。

◆県 HP トップ＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞介護人材確保の取組の情報（介護人材ポータルサイト）＞介護テクノロジーの普及促進>【新規募集】令和 7 年度介護現場デジタル改革推進事業補助金

URL：https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/726078.html

長崎県　デジタル改革　補助金　新規募集	検索

◆電子申請システム URL は以下のとおりです。

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8931

（２）介護ＤＸ化推進補助金

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8932

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8933

＜提出資料＞

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

Ⅰ．業務改善計画書様式のうち
- ・表紙
- ・提出書類チェックリスト
- ・経費所要額調（様式 2-1）
- ・介護テクノロジー普及促進事業計画書（様式 3）

Ⅱ．通信環境整備費用を計上する場合は、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）

Ⅲ．⑥介護業務支援の場合は、勤務形態一覧表（参考様式１）（常勤換算の人数を記入したもの）

Ⅳ．見積書の写し

Ⅴ．その他参考となる書類

※導入する介護テクノロジーのカタログの提出は必要ありません。ただし、これまでに補助実績がない機器の場合には、追加で提出いただく場合があります。

（２）介護ＤＸ化推進補助金

Ⅰ．業務改善計画書様式のうち
- ・表紙

・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・介護ＤＸ化推進事業計画書（様式３）
Ⅱ．通信環境整備費用を計上する場合は、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）
Ⅲ．見積書の写し
Ⅳ．その他参考となる書類
※導入する介護テクノロジーのカタログの提出は必要ありません。ただし、これまでに補助実績がない機器の場合には、追加で提出いただく場合があります。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

Ⅰ．業務改善計画書様式のうち
・表紙
・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・事業者グループ職場環境改善協働実施推進事業計画書（様式 3）
Ⅱ．見積書の写し
Ⅲ．その他参考となる書類

８．審査について

提出された事業計画は、外部の専門家等で構成する審査会において、以下の項目に基づき審査を行います。（必須項目の部分については、最低基準点以下の場合、不採択となります。加点項目は必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たしている事業所ほど優先的に採択します。）

審査に基づき、予算の範囲内で、事業計画を採択しますが、**補助額を減額して採択する場合や、１法人につき１事業所のみに採択を絞る場合もあります。**

※１法人から複数事業所分申請をする場合には、**採択優先度**を事前に決めていただきます。申請が多かった場合には、得点が採択基準に達している事業所の中で**採択優先度が高い事業所から順番に採択**します。

審査結果は、令和７年９月上旬頃までに文書で通知する予定です。

※通知時期はあくまで現時点の予定です。上記の時期より早い時期の通知希望には対応できません。

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	(１)事業の効果	事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。

加点項目	（２）事業計画の採択実績の有無	過去３年間（令和４～６年度）に、本県の介護ロボット・ICT の導入に関する補助金の交付を受けていない事業所か。
	（３）長崎県介護事業所認証評価	令和６年度までにＮはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
（１）	「夜勤者の精神的な負担が大きい」「利用者との接触機会が多く、感染リスクがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要している」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICT を導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。 見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 ただし、施設利用者の安全確保上望ましくない目標や機器の性能上達成不可能な目標等は評価しません。
（２）	令和４～６年度の本県の介護ロボット・ICT に関する補助金とは、以下の補助金を指します。 ◆介護テクノロジー普及促進補助金（R6） ◆介護ＤＸ化推進補助金（R6） ◆長崎県介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金（R5） ◆感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金（R4）

（２）介護ＤＸ化推進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	（１）事業の効果	①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となっており、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。 ②効果検証の体制を整えており、その方法は妥当であるか。 ③複数のテクノロジーを組み合わせて、業務全般での生産性向上を目指した計画となっているか。

加点項目	（２）長崎県介護事業所認証評価	①令和６年度までにＮはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。
	（３）過去の事業計画採択実績	①令和６年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。
	（４）実現可能性	①現在、どのような介護テクノロジーを導入しているか。 ②導入済の介護テクノロジーをどのように使用しているか。
	（５）事業の体制	①導入に対して、目標を達成するための具体的なスケジュールを検討しているか

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
（１）①	「夜勤者の精神的な負担が大きい」「利用者との接触機会が多く、感染リスクがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要している」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICT を導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。 見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 ただし、施設利用者の安全確保上望ましくない目標や機器の性能上達成不可能な目標等は評価しません。
（１）②	効果を数値等で具体的に把握できる体制を整えており、その方法が効果を把握する方法として適している場合に評価します。
（１）③	導入機器の種類に偏りが無く、様々な面から複合的に生産性向上を目指す計画を評価します。
（３）①	令和６年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であれば評価します。 なお、これまで採択実績が無い事業所も同様に評価します。
（４）①	現時点で既に介護テクノロジーの導入が進んでおり、事業計画を実施すれば確実に先進事例となり得る事業所を評価します。
（４）②	現時点で導入済の介護テクノロジーを効果的に活用できている事業所を評価します。
（５）①	事業所内で、介護テクノロジーの導入・活用を進めるため、活用や効果の検証を行う検討会（既存会議の活用でも可）を実施(予定)か確認します。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	（１）事業の効果	事業所グループが抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。
加点項目	（２）過去の事業計画採択実績	令和６年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
（２）	令和６年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であれば評価します。 なお、これまで採択実績が無い事業所も同様に評価します。

９．内示後の手続きについて

＜手続きの流れ＞

申請者	長崎県
（１）事業計画書提出	（２）審査
（４）交付申請	（３）内示
事業が完了後 （６）実績報告	（５）交付決定
―	（７）検査（原則、書面のみ）
（９）請求書の提出	（８）交付額の確定
消費税に係る仕入れ控除税額が確定後 (11)消費税に係る仕入控除税額報告書提出	（10）補助金の交付
令和７～９年度（３年間） （12）業務改善報告書提出	―

■内示を受けた後、事業実施が可能となります。
■原則として、内示を受けた機器は変更できません。
■発注に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いを準拠してください。
■内示通知に記載した期日までに、補助金交付申請書を提出してください。
（今回提出した見積書等の添付書類も再度ご提出ください。）
■事業実施期間は補助内示後から令和８年２月20日（金）までです。
（上記の期間中に介護テクノロジーの導入や研修、業者への支払まで完了する必要があります。）
■事業の完了した日から30日を経過した日又は、令和８年２月27日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要です。（期限内に提出がない場合、補助金の支払いができません。）
■県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。

■事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出してください。

（１）介護テクノロジー普及促進補助金・（２）介護ＤＸ化推進補助金のみ

■国や県からの依頼に応じて、機器の導入後３年間（令和８～10年度)、業務改善効果等の報告書を提出する必要があります。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金のみ

■実施年度の翌年度の10月末日までに、業務改善報告書（様式第16号）を提出する必要があります。

＜必要書類一覧＞

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考	
第１号	交付申請書	●					
第2-1号	経費所要額調	●					
第2-2号	経費所要額調（変更）				△	△	該当がある場合のみ
第2-3号	経費精算額調		●				
第３号	事業計画書	●					
第４号	誓約書	●					
第６号	変更承認申請書				△	△	該当がある場合のみ
第７号	事業計画書（変更）				△	△	該当がある場合のみ
第８号	中止（廃止）承認申請書				△	△	該当がある場合のみ
第９条	補助事業遅延等報告書				△	△	該当がある場合のみ
第10号	補助事業遂行状況報告書				△	△	該当がある場合のみ
第11号	実績報告書		●				(事業完了後)
第12号	補助事業実績書		●				(事業完了後)
第14号	補助金交付請求書			●			(交付額確定後)
第15号	消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書				●	●	(各事業者における消費税等に係る仕入れ控除税額確定後)

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考	
第16号	業務改善報告書				●	●	・令和7～9年度（3年間） ・グループ補助金は翌年度の10月末日までに提出
別紙1・2・3	業務改善計画様式	●					
参考様式1	勤務形態一覧表 (常勤換算の人数を記載したもの)	△				△	（1）介護テクノロジー普及促進補助金で⑥介護業務支援導入の場合のみ
参考資料	見積書の写し	●	●				(実績報告時は、契約書の写しでも可)
参考資料	補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書等)の写し		●				
参考資料	導入した介護ロボット等、Wi-Fi 工事の内容がわかる写真		●				

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部　長寿社会課　介護人材確保推進班
〒850-8570　長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2440　FAX:095-895-2576
E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp